

# 令和元年度（2019年度）除染業務講習会（業務監理者コース）開催の御案内

本年度の除染業務講習会（業務監理者コース）は下記のとおり計1回、県内において市町村等が発注する除染業務を監理等する方を対象に、業務を行うために必要な専門的な知識と技能習得を目的として開催します。

【主催】福島県 【委託先】一般財団法人 日本環境衛生センター

## ■日程・会場・申込先

| 回   | 開催日          | 会場                           | 募集期間・締切日<br>※募集期間外のお申込みは<br>受付いたしかねます。 | 定員  |
|-----|--------------|------------------------------|--|-----|
| 第1回 | 令和元年7月31日（水） | ビッグパレットふくしま<br>（郡山市南2丁目52番地） | 6月6日（木）～7月19日（金）<br>※7月19日締切消印有効       | 50名 |

■受講料 : 無料 ※本講習会は、暴力団関連企業等に該当する方の受講、満18歳未満（年少者）の受講はお断りします。

■問合せ先 : 一般財団法人日本環境衛生センター福島支所  
〒960-8031 福島県福島市栄町10-21 福島栄町ビル3階 TEL: 024-522-3715

## 募集に当たっての留意点

- ①申込条件については「受講資格」をご確認下さい。
- ②原則先着により受講者を決定します。

（定員を超過した場合、複数申込のあった会社については、受講人数の調整をさせていただく場合もございますので予めご了承ください。）

■カリキュラム ※会場の都合により時間を一部変更する場合がありますので、受講決定通知書で最終確認をお願いします。

|    | 時間                          | 内容   |
|----|-----------------------------|--|
| 講義 | 9：30～16：30<br>(受付9：00～9：30) | (1)除染方法等の留意点及び環境省ガイドライン・福島県技術指針のポイント(140分)<br>(2)除染業務に関わる法令・手続き(75分)<br>(3)技術管理基準、施工管理基準(30分)<br>(4)データ管理(30分)<br><br>(※講義終了後試験を実施します。合格者には後日郵送にて修了証を送付します。不合格者には再試験を実施いたします。) |

## ■受講条件

### 1) 受講資格

福島県主催の平成23年度除染業務講習会、平成24年度～令和元年度(2019年度)除染業務講習会(業務従事者コース)の修了者及び当該修了者と同等の知識と経験を有する者。ここで、同等の知識と経験を有する者とは、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」に定める除染等業務特別教育(講義及び実習)を受講した者とする。

### 2) 受講対象者

除染を業務として行っている(または行う予定である)県内企業に勤務されている方(現在、設置済みの事業所に限る)

※本コースは、除染業務を監理等する方県内企業に勤務されている方を対象としています。(単に除染業務を実施する企業に勤務されている方は対象としていません。)本コースは、市町村等の発注者支援(業務監理)を行う方を育成することを目的としており、主に、測量会社や建設コンサルタントに勤務されている方等を対象としています。

■申込方法 別紙申込書に必要事項を記入の上、受講資格を証明する書類及び連絡先住所を記載した返信用封筒(長型3号 82円切手貼付※1人あたり1通)を同封し、郵送にて申し込んでください。なお封筒の表に「**除染業務講習会申込書在中**」と朱書きしてください。(FAX・メール等での受付は行いません。)

■添付書類 ○受講資格を有することを確認するために、下記①～⑦のいずれかの書類を申込書と併せて郵送してください。

①除染業務講習会（福島県）修了証の写し

②除染等業務講習会（環境省）修了証の写し及び使用する機器等の取扱いの実技教育を実施したことを証する書類（様式第1号）

③除染作業安全担当者指導会（厚生労働省）修了証の写し及び使用する機器等の取扱いの実技教育を実施したことを証する書類（様式第1号）

④除染等業務特別教育（基準協会等）修了証の写し及び使用する機器等の取扱いの実技教育を実施したことを証する書類（様式第1号）

⑤除染業務講習会（県認定）修了証の写し

⑥除染業務等特別教育講習会（福島広域雇用促進支援協議会）修了書の写し

⑦上記①～⑥の修了証を有する者を講師とした労働安全衛生規則第38条による当該特別教育を実施した記録（受講者、科目等）の写し及び講師の方の修了証の写し、使用する機器等の取扱いの実技教育を実施したことを証する書類（様式第1号）

■受講者決定 ○応募多数の場合は、原則先着により受講者の決定を行いますのでご了承願います。なお、受講の可否については、同封していただいた返信用封筒によりお知らせします。

○各開催日の5日前までに受講の可否についての通知が届かない場合はお手数ですが、

一般財団法人日本環境衛生センター福島支所 までご連絡ください。（TEL024-522-3715）

※この申込で頂いた個人情報は講習会に関することに限り使用させていただきます。

■申込書類の送付先 一般財団法人日本環境衛生センター福島支所 〒960-8031 福島県福島市栄町 10-21 福島栄町ビル3階  
TEL024-522-3715